**令和７・８年度（２０２５・２０２６年度）入札参加資格追加申請書提出要項【測量・建設コンサルタント等】**

　令和７・８年度において、既に入札参加資格を登録しており、業種を追加する場合は、次のとおり一般競争（指名競争）入札参加資格追加申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を提出してください。

１　資格要件

　①　次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

　　ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

　　エ　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

　　オ　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者

②　営業に関し法令上、免許又は登録を要するとき、当該免許、許可又は登録を受けていること。

　③　四條畷市暴力団排除条例（平成２４年３月３０日条例第１１号）第２条第２号に規定する

暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

④　地方自治法施行令（昭和２２年政令第第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに

該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後３年を経過した者

を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者で

ないこと。

⑤　法令により定められた法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）並びに本市の市税を完納していること。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の猶予に係るものを除く。

⑥　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者について再生計画の認可の決定があった場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者を除く。）

⑦　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者について更生計画の認可決定があった場合は、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者を除く。）

２　受付期間

　　　　　　令和７年５月１５日（木）から令和７年１０月１５日（金）まで

　　　　　　※期間後は、受け付けできませんのでご注意ください。

３　申請方法

　　　　　**インターネットを利用した電子申請（紙での提出は受け付けません）**

４　問い合わせ先

　　　　　　〒５７５－８５０１　大阪府四條畷市中野本町1番1号

四條畷市役所　総務部　総務課（内線３３６）

５　提出書類

　　申請書や申請に必要な添付書類は、本市ホームページから、ダウンロードしてください。

必要事項を入力し添付書類が準備できたら、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出してください。

６　その他

　　①　今回の申請による業者登録の**有効期間は受付完了日から起算して７日が経過した日令和９年３月３１日まで**です。

　　②　申請書の受付は、総務部総務課で一括して行います。教育委員会及び下水道事業へあらためて申請する必要はありません。

③　登録後に登録内容の変更があった場合（希望業種の追加・変更・削除を含む）は、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出してください（別途料金は不要）。郵送等による提出は受け付けません。

　　④　申請書の内容の一部は、入札参加資格者名簿として公開することになります（本市ホームページ）ので、あらかじめご了承ください。

　　⑤　今回の申請は前年度中に入札参加資格申請を申請し、今年度既に入札参加資格の登録がある事業者が対象です。今年度入札参加資格登録がない場合は、令和７年１１月に予定している令和８年度の入札参加資格登録をお待ちください。